

令和 6 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和 6 年 7 月 30 日 ( 火 ) 15 時 00 分 ~ 16 時 01 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出 席 者	公益代表委員 ( 5 名 )	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉 ( 敬称略 )
	労働者代表委員 ( 5 名 )	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一 ( 敬称略 )
	使用者代表委員 ( 5 名 )	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子 ( 敬称略 )
	事務局 ( 4 名 )	永野労働局長 森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について</li> <li>2 令和 6 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について <ol style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 自動車 ( 新車 ) 小売業</li> <li>( 2 ) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>3 令和 6 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について</li> <li>4 令和 6 年度運営小委員会に参加する関係労使について</li> <li>5 その他</li> </ol>	
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 )</li> <li>2 令和 6 年度産業別最低賃金の改定に関する申出書 <ol style="list-style-type: none"> <li>自動車 ( 新車 ) 小売業</li> <li>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>3 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金 ( 鹿児島県 )</li> <li>4 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移</li> <li>5 最低賃金額と生活保護費の比較 ( 令和 6 年度 )</li> <li>6 令和 6 年最低賃金に関する基礎調査結果 <ol style="list-style-type: none"> <li>最低賃金引上額・率と影響率の関係表 ( 労働者数復元 ) ・総括表</li> <li>最低賃金引上額・率と影響率の関係表 ( 事業所数復元 ) ・総括表</li> </ol> </li> <li>7 第 4 回目安に関する小委員会配布資料</li> <li>8 第 5 回目安に関する小委員会配布資料</li> <li>9 月例経済報告 ( 令和 6 年 7 月・内閣府 )</li> </ol> <p>審議会進行時の配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県自動車 ( 新車 ) 小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について ( 諮問 ) ( 写 )</li> <li>・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について ( 諮問 ) ( 写 )</li> </ul>	

小城賃金室長

定刻になりましたので、令和6年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めにお手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

青色のインデックスの資料1から9までのものが、今回の資料となっております。

また、本審のみの委員の皆様には、7月22日開催の第1回県最賃専門部会の資料も配布させていただきますので、ご確認願います。

毎度のお願いになりますが、事務局による正確な議事録の作成のため、進行役を除きまして、ご発言いただく前には、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いたします。

また、マイク同士の干渉を避ける為、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただきますようご協力をお願いいたします。

今回、目安伝達の際、昨年度同様に中央最低賃金審議会会長によるビデオメッセージが届いておりますので、ご視聴をお願いします。

それでは、これからの進行につきましては、松枝会長にお願いたします。

松枝会長

それでは、ただ今から、令和6年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。先ず、開会に先立ちまして、本審議会の成立及び会議の公開について事務局よりご報告をお願いします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない、と規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる15名の委員にご出席していただき、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

松枝会長

ありがとうございます。本審議会は、有効に成立しておりますので、これから審議を始めたいと思います。

○ 小城賃金室長

会議の公開について付け加えます。

会議の公開につきまして、事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、2名の希望者がございました。

また、共同通信社及びK T Sの記者の方が取材を希望しており、ただ今、待機していただ

いております。

以上です。

松枝会長

ありがとうございます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする、と規定されており、7月5日開催の第1回本審において、傍聴を認めることとしていますので、事務局は、傍聴希望者及び取材関係者を入室させていただきます。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

松枝会長

それでは、議題に入ります。

本日の議題は、1枚めくっていただいて裏に、1番から5番までございます。

1番目の議題は、令和6年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてです。

森川基準部長から答申の伝達をお願いいたします。

森川基準部長

それでは、私より、中央最低賃金審議会における令和6年度地域別最低賃金目安額にかかる答申の内容について説明いたします。

先ほども申し上げましたが、昨年同様、今年も中央最低賃金審議会の会長によるビデオメッセージ、これがございますので、そこで目安設定の考え方の詳細は聞いていただくといたしまして、私から概要を簡単に説明いたしたいと思っております。既に皆様ご承知のことかと思いますが、目安額はAからCランク全て50円というものが示されております。

その上で、本日の資料1の1枚目をご覧ください。

こちらが目安額についての中央審議会会長から厚生労働大臣への答申となっております。

まず、この答申についてですが、この1から3の部分でございますけれども、中央で審議した結果といたしまして、目安額の金額に対し意見の一致を見るには至らなかったと。

結果として、この次ページ以降につけておりますが、別紙1の公益委員見解などを地方最低賃金審議会に示し、地方最低賃金審議会においてこの公益委員見解を十分に参酌した上で審議を行うこと、これが期待されているというところでございます。

続いて、4から8までは、最低賃金の引き上げに当たっての要望事項、これが記載されております。

今回、50円という大きな引き上げということもございまして、昨年と比べても各項目とも要望がより詳細に記されているほか、さらに項目の8、次のページですが、項目の8でございますけれども、いわゆる年収の壁関連についての要望も加わっていると、こういったところでございます。

続きまして、この公益見解について簡単にご説明いたしますが、公益見解の5ページをご覧ください。5ページの中ほど、3つ目の段落と言えはいいんでしょうか、これらを、から始まる段落ですけれども、こちらをご覧くださいますと、いわゆる最賃引き上げに係る3要素のうち、今年度については、消費者物価の上昇、これが続いていることから、労働者の成経費、これを特に重視したということです。

また、この消費者物価についても、これまでよく用いてきた持家の帰属家賃を除く総合だけでなく、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため頻繁に購入される生活必需品、これに絞って、その上昇率についても考慮されているということでございます。

さらに、同じく5ページの1番下の段落、ご覧ください。これらのことを考慮すれば、と書いてある所の段落でございますが、こちらの今、私がこれからご説明することは委員の皆様からお叱りをいただくことになるかもしれませんが、中賃の見解といたしましては、各ランクとも同額50円のアップということで、最高額に対する最低額の比率、これが80.2から81.1%と、格差、地域間格差はこれによって縮小しているということが記されております。

その上で、地域間の金額の差につきましても引き続き注視する必要があると、こういった文言も加わっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます、ビデオメッセージの方をご覧くださいければと思います。

(中賃の会長からのメッセージの放映)

○ 藤村中央最低賃金審議会会長

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今日は、本年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年4月6日に取りまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付け、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで、考えられた方法でございます。これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話することになりました。この取り組みといたしますのは、昨年につきまして2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて参考にさせていただきたいのか、また、本年の公益委員見解の趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置付け、考慮要素について、先ずはお話しておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別

や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定をされるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は、法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すということになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮の内容は、中長期の金額目標と地域間格差の是正というところがございます。

次に、目安の位置付けについて申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということを改めて申し上げておきたいと思えます。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることも十分にありうるというふうに理解しております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安設定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では次に、令和6年度目安のポイントについて、お話をしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持するという観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話をしておきたいと思えます。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に持家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識はありますが、今年度においてはそれに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃるというように考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻りに購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻りに購入する品目というのは、年に15回以上を超える購入頻度があるものであるというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視するということが適当であると考えました。

次に3要素のうち2番目、賃金についてですね。

これは、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表、のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度2.1%を上回り、2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目ということですね。通常の事業の賃金支払い能力です。

これについては、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料をもとに議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6から9%程度で推移をしております。

また、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。

従業員1人当たりの付加価値額など他の指標も高い水準で推移する。そういったことを見て、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について、資料を充実させて確認をいたしました。

規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意しております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の上昇率平均5.4%、これをこれも勘案する必要があるという風に考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうを考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表、のランク計における上昇率は、Cランク、Bラン

ク、Aランクの順に高くなっております。

さらに、消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移をしております。雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上ありうる。けれども、各ランクの引き上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引き上げ率がより高くなること、また、引き上げ額が増すほど引き上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50 円、4.6%、Bランク 50 円、5.2%、Cランク 50 円、5.6%とすることが適当であると考えた次第です。繰り返しになりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。

この結果、仮に目安通りに各都道府県での引き上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視をする必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示をした資料には地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議にあたって適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域最低賃金額改定の目安は過去最高の引き上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中にはなかなか受け入れ難いとお考えになっておられる方もおられるというふうにご認識をしております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引き上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えてキャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請け法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティーネットとしての役割を果たしているというところもでございます。従業員の処遇改善と同時に、企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日にはこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知をしております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当とされております。この趣旨を踏まえまして、

丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきた通り、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目をしていきたいと思っております。

以上です。どうぞ今年度もよろしくお願いいたします。

松枝会長

ただ今、中央最低賃金審議会における目安答申についての伝達、ビデオメッセージを受け取りましたが、委員の皆様から何か、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○ 伊藤委員

また、どうもそこにこだわって申し訳ないのですが、地域間の金額の差については今回は、結局開いてるということなるのですかね。AランクとB、Cランクでは、50円でやった場合は、つまり、そこに書いてあるように、最高額に対する最低額の比率は80.1%上がっているのだけど、地域間の金額だけ比較すると、これは縮小ではなくて拡大ということになりますか。

○ 小城賃金室長

そこに記載の通りですね。目安通りに全ての都道府県で決定されれば金額差としては縮まらない、あくまでも比率として縮まるというようなことで、率でしか捉えてないというふうなことになっていまして、先ほど私ども基準部長の方からもお話した通りですね。その辺りがどうなのかっていったご意見あるのだろうかというふうに考えたところでございます。

○ 森川労働基準部長

そうですね。全部が目安通りやった場合は、AもBもCも同じ額だけ上がるので、金額差は縮小も拡大もせず、同じままです。

○ 伊藤委員

今までどおり、額差としては、目安通りやった場合ですね。ありがとうございました。

○ 松枝会長

他にどなたか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。



松枝会長

それでは先に進めます。本日の資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

小城賃金室長

それでは、本日の資料について、ご説明いたします。

まず、資料3ですね。就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金を取りまとめたものになります。毎月勤労統計調査の地方調査の規模5人以上をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をまとめたものになります。中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、賃金構造基本統計調査の5から9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も記載しております。

次の資料4は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものになります。

資料5は、最低賃金額と生活保護費の比較の令和6年度版になりますが、これは、平成29年度から厚生労働省が一括して作成しているものです。鹿児島県の生活保護費が91,076円、令和4年度の最低賃金額の853円に基づいて算出した賃金の手取額は119,639円、5年度の最低賃金額の897円に基づいて算出した賃金の手取額は125,810円となっており、いずれの年度も最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っているということになります。

なお、令和6年度第1回県最賃専門部会の資料5に第2回目安小委員会資料生活保護と最低賃金として、全国の資料もございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料6につきまして、ご説明いたします。この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が実施主体となり実施しました、今年の基本調査の結果でございます。7月25日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて1円ピッチで分析を行ったものになります。資料6の が労働者数で復元した結果で、 が事業所数で復元した結果になります。労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合であっても、最低賃金引上額・率と影響率の関係表は、2枚目以降の全労働者の総括表を基に作成したものであります。また、最低賃金引上額・率と影響率の関係表は、引上額に対応した、引上げ後の最低賃金額と引上率、そして影響率の関係をまとめたものとなっております。総括表には、全労働者の総括表の他に、一般労働者のみの総括表と、パート労働者のみの総括表を付けております。今年の未満率は、労働者数復元で0.39%、事業所数復元で0.51%となっております。

続きまして、資料7は、第4回目安に関する小委員会における参考資料で、 は中賃委員からの追加要望資料で、令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移と消費者物価指数に対する電気・ガス価格激変緩和対策事業による押し下げ効果の推移になります。

は、第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の に付けております足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分となっております。次の は、同じく第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の に付けております主要統計資料の更新部分とな

っております。

資料8は、第5回目安に関する小委員会における参考資料で、 は中賃委員からの追加要望資料で、こちらの方は、法人企業統計による資本金規模別労働分配率になっております。続きまして は、第1回本審の資料で、赤色のインデックス資料1の14の に付けております主要統計資料のこちら更新部分になっております。

最後の資料9ですね。こちらの方は、内閣府が7月25日に発表しました、7月の月例経済報告を付けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

松枝会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

じゃあ、私、松枝から、確認だけさせてください。今、ご説明ございました資料のうち、鹿児島県の状況について説明した資料というのは、前半の3から6という理解でよろしいでしょうか。7以降が全国のデータという理解でよろしいですかね。

○ 小城賃金室長

その通りでございます。

松枝会長

ありがとうございます。

それでは他に何かございませんか。

それでは、2番目の議題となりますが令和6年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてです。事務局から説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から、最賃法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて、審議に入るという形になっております。

鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気関係製造業と言わせていただきます。それから2番目が、百貨店、総合スーパー、3番目が自動車（新車）小売業の3業種について決定されております。

本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業については、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。

百貨店、総合スーパーにつきましては、本年度、意向表明がありませんでした。

申出の状況につきましては、青色インデックスが付いている資料2 と資料2 のとおりでございます。資料2 は、自動車（新車）小売業の申出書です。令和6年7月23日、自動

車総連鹿兒島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり、同日受理しております。資料2 は、電気関係製造業の申出書です。令和6年7月23日、京セラ労働組合国分支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしております。

それぞれの申出書の申し出の理由欄に記載されております使用される労働者数は、事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数です。労働協約適用の労働者数の割合は、自動車（新車）小売業は、48.89%、電気関係製造業は、65.58%となっています。改正の申出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であるという要件を満たしており、申出書として問題はないものと思われれます。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等についての説明を終わります。

松枝会長

ありがとうございます。

産別最賃につきましては、自動車（新車）小売業、電気機械器具等製造業関係から改正の申し出がなされまして、申し出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明について、何か質問はありませんか。

（質疑なし）

松枝会長

それでは、自動車（新車）小売業と電気機械器具等製造業関係の2つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいでしょうか。

（異議なし）

松枝会長

ありがとうございます。

それでは、お認めいただいたということで、産業別最低賃金の審議に関する今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

続きまして、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、永野労働局長から、改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするという諮問をさせていただきます。

この諮問を受けて、既に第1回本審で開催日時のご了解をいただいております、8月19

日と8月20日に予定しております運営小委員会で、先ず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会一致の議決に至るよう努力するものとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年も複数回の日程を確保しているところでございます。

運営小委員会において全会一致で改正の必要性ありとの結論に至った場合は、その後に本審を開催しまして運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくということになります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用が無く、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず、本審に審議結果を報告しなければならないとされております。

例年の流れにあてはめると、運営小委員会の後に、8月下旬に開催予定の第4回本審におきまして運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月19日、20日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開催し、引き続きご審議いただくこととなりますが、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回の本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただくこととなります。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後に、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経まして、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることとなります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、今年の産別最賃につきましては、10月上旬より専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目が8月19日10時から鹿児島合同庁舎第2会議室で、2回目が8月20日10時から同じくここで、それぞれにて開催するという日程だけは決定しておりますが、関係労使、いわゆるオブザーバーの人数ですとか、選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

松枝会長

ありがとうございました。

事務局から、産業別最低最賃に関する今後のスケジュールについて説明がございましたが、ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

松枝会長

それでは3番目の議題に進みます。

ただ今の申出書に基づきまして、令和6年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を永野労働局長にお願いします。

(机上資料配布)

永野労働局長

それでは、私から諮問させていただきます。

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問

令和6年7月23日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長中原潤から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問

令和6年7月23日付けをもって申出代表者京セラ労働組合国分支部支部長宮脇義宏、大口電子労働組合執行委員長下小園祐一及びパナソニックデバイスSUNX九州労働組合執行委員長喜禎洋平から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

松枝会長

お手元の資料のとおり、ただ今、永野労働局長から、各産別最賃の改正の必要性の諮問を承りましたので、本日の議題の4番目、令和6年度運営小委員会に参加する関係労使について審議したいと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。

西野賃金室長補佐

産業別最低賃金に関しましては、先ず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていただくわけですけれども、この運営小委員会では関係労使のご意見などを聞いております。まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

第1回本審の資料をお持ちでしたらご覧ください。赤色インデックスの資料2とある中の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてと標題のある資料をご覧ください。その中の記の2の部分になります。

産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行くと定められております。

また、資料2の鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の中の3の2において、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらを踏まえ、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日は、委員の皆様にご審議いただきたい事項が3点ございます。

1点目は、関係労使を各何名ずつにさせていただくかということです。2点目は、選任方法はどうにするか、3点目は、いつまでに選任するか、という3つになります。

関係労使を何名ずつにするかについて少し説明をさせていただきますと、例年、前年の第2回本審で、2つの産業別最低賃金とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけだとか、使側だけだとか、そういった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで、合意がなされております。

これらを踏まえますと、今年も、関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないか、という点についてもあらかじめお決めいただきましたら、今後スムーズに運営できると思われしますので、よろしく願いいたします。

続いて、選任方法ですが、これまでは、労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、メール等で提出していただきました。

本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思います。なお、様式は任意ということになっておりますが、事務局で、参考の推薦様式も準備いたしております。

推薦の時期については、誠にタイトで申し訳ございませんが、後の進行の関係もありまして、8月8日、木曜日までをお願いをできればと考えております。

以上で、説明を終わります。

松枝会長

ありがとうございました。

関係労使の選任につきまして、ただ今事務局から説明がございましたが、1つ目が、人数をどうするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするか、2つ目が、選任方法をどうするか、3つ目が、推薦期限ということで、特にご質問がなければこのまま審議に移らせていただきます。

(質疑なし)

松枝会長

それでは、1つ目の、関係労使の人数等に関してですが、関係労使の人数を産別ごとに何人ずつにするかということにつきましては、可能な範囲で参加していただき、万一参加できなくとも、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するという方向なのか、それとも受け入れないか、という点につきまして、それぞれ労使各側ご意見を伺いたいと思います。それぞれご意見ございませんでしょうか。

白石委員お願いいたします。

○白石委員

労側委員の白石です。  
例年通りでいいのかと思います。

松枝会長

ありがとうございます。  
使側いかがでしょうか。

○ 濱上委員

使側濱上です。  
例年通りでいいと思います。

松枝会長

ありがとうございます。それでは、例年通り人数につきましては、各産別で労使各1名ずつ、また、参加については、可能な範囲ということで、参加できなくても本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議することといたします。

松枝会長

続きまして選任方法につきましても、昨年同様ということで、よろしゅうございますか。  
ありがとうございます。

松枝会長

最後に、関係労使の推薦期限は、8月8日、木曜日までとし、第1回運営小委員会を8月19日、月曜日10時から、第2回運営小委員会を8月20日、火曜日10時からそれぞれ開催ということでさせていただきますので、委員の方々は日程の確保をお願いします。

松枝会長

最後に、議題5のその他ですが、事務局から何かありますか。

小城賃金室長

第1回本審で、第3回本審につきまして、早期発効のために、専門部会が結審した同じ日に開催させていただきたいことをお願いしております。今後の専門部会は、8月1日、5日、7日、9日と4回分設定しております。専門部会で結審の可能性のある8月5日以降につきましては、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、専門部会終了後、会場等を整えた後に、本審を開始するため、審議の進行によりま

しては、若干お待ちいただくこともあるかと思いますので、どうぞ、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

松枝会長

ありがとうございます。

他にご意見等ございませんでしょうか。

岩重委員どうぞ。

○ 岩重委員

使用者側の岩重です。

2点あるのですが、まず、A、B、Cランク、今回目安は50円、同額となりましたけども、先ほどのビデオ、あのよう目安をこだわることなく、上げたりとか下げたりとか、各地域の情勢に合わせてとおっしゃいましたが、やはり今回は特に生計費を中心に考えられたっていうことを考えますとですね、金額は同じ額にしたけれども、できるだけCは早く上の方に持ってくるようになんとか努力せよという暗黙の何かプレッシャーを感じるんですよ。

私、勝手かもしれませんが、それで、まず、その先般の専門部会で、労働者側や我々使用者側の方の今回の基本的な考え方、これはそれぞれ表明はされておりますが、1回、今度は公益の先生方の基本的なスタンスって言いますか、考え方を開陳していただくわけにいかないかっていうことが1つ。

それと、あともう1つは、皆様方もすでにご存知だと思いますが、岩手県の情勢、昨年早々と結審して、その後他のグループがオーバーハングして単独の最下位で大変なことになったという噂は聞いてます。そういったことから、今年はこの専門部会のスケジュールが大幅に、1回目、2回目と、今度は3回、4回の間がものすごく開いております。8月の26、27かな、3回、4回目が。それで、備考欄見ますと、他の地域のいろんな審議状況を見た上で云々と書いてあります。

そういったことを考えますと、我々も今、先ほど専門部会のスケジュール、そして本審の云々って言いましたが、以前、鹿児島が単独最下位をしたことがあります。その時も目安よりも金額を上げて、それで結審をしたにもかかわらず、他の地域が、その時まだDランクでしたけど、みんな上に被せてきて、鹿児島県が単独最下位になったことがありまして、それはまた大きな色んな批判とかいただきました。そういったことを考えた時にですね、今のスケジュールって本当にいいのか、ある程度はちょっと柔軟性を持っていた方がいいのか、それのどこなんかも踏まえて、公益の先生方、また労働局の皆さん方にも、これからまた専門部会、我々委員として入りますから、お聞かせいただければと思ひまして、ちょっとマイクをお借りしました。

○ 松枝会長



ありがとうございます。

公益の見解ですけれども、それぞれ別で出しますか。

川口委員、いかがでしょうか。

○ 川口会長代理

公益の川口です。今、岩重委員から2点ほどご質問と言いますか、考え方をお聞かせいただいたわけですが、公益委員全員でまだ協議している段階ではございません。とりあえずですね、ただ、岩重委員が今考えられていることは、まさに我々も非常に注視しているところではあります。スケジュールも含めてですね。

そこらあたりに関しても、これからの専門部会の中で、例えば三者協議、あるいは二者協議の中で、ちょっとフランクな形で、話をしながら向き合わざるを得ない状況に今年はなる、ならざるを得ないというのは認識しておるところでございます。今の本審、この本審の協議の場ではなかなかそこまでの説明でとどめておきたいという、私の中で気持ちではあります。それで、最終的には、労側、使側とお互いの意見を尊重しながら、いわゆる賃金決定の当事者は労使です。あくまでもこれは。ですから、労使の意見を当然、配慮しながら公益としても進めていきたいという考えではございます。

他方、社会がどんなふうに見ているかということは非常に大事でありまして、先ほどの2点目の質問でございます、スケジュールの変更をどうするかとかの問題になると非常にセンシティブ、ナーバスな問題も抱えてくると考えているところであります。本審で1回決定しているという状況を考えるならば、そういった状況、いろんな状況を含めまして、いろんな状況を勘案しながら皆様方と丁寧な議論は尽くしていきたいと、私自身は考えているところであります。以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

他に公益委員で意見等ございませんでしょうか。今のところで。

よろしゅうございますか。

私も川口委員と同様の意見でございます。

今回、特に消費者物価、それも生活必需品、頻繁に購入する物の物価上昇を重視したという点につきましては、実際私自身もそれらを頻繁にスーパー等で購入しておりますので、肌感では理解しております。

一方で、ここ数年の最低賃金の上がり幅と鹿児島県の支払い能力とを考えた時に、これをそのまま額面通りに受け取るにはやっぱり厳しいなというところがございますし、それも踏まえた上での様々な補助策、価格転嫁、生産性向上への施策とのセットでどうこれを乗り切っていくかというところかなと思っております。また、具体的なところにつきましては、専門部会が始まってから、各労使のご意見も頂戴しながら検討してまいりたいと思っております。私からは以上です。

○ 松枝会長

よろしいですか。

では、その他、ご意見等ありませんか。

それでは、ご意見等がなければ、最後に、議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員お願いいたします。

使側は濱上委員お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。